

1 はじめに

本市は、まちづくりを都市計画に関する制度、望ましい景観づくりを誘導する方策、環境配慮事項を定めた指針、独自の環境影響評価手続など、各分野のまちづくりに関連する制度により推進してきました。その中で、吹田市環境影響評価条例（以下、「条例」という。）は、開発事業者が必要な環境保全措置を実行する上で、有効にその機能を果たしてきました。

今後、これらの制度の連携を一層強化することで、「環境世界都市すいた」というスローガンのもと、全ての市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保するとともに、市民・事業者・行政の協働により、循環を基調とする低炭素社会の実現を目指します。

このような環境を基盤においたまちづくりの考え方を「環境まちづくり」とし、吹田市第2次環境基本計画に基づき、持続可能なまちづくりに計画的に取り組んでいきます。

2 背景と目的

条例が果たしてきた役割

本市は、これまで条例の運用により、大規模な開発事業者に対して、事業者自らが環境負荷の低い計画に取り組むよう働きかけ、環境負荷の低減に努めてきました。

吹田市の現状

しかし、一部地域において、条例の対象とならない規模での事業が集中的になされ、まちの様子が大きく変わった事例が見られます。今後、千里ニュータウンの再生や東部拠点でのまちづくりが進むとともに、民間宅地での大規模な開発事業の実施も見込まれます。

まちづくりの方向性

事業者が積極的に「環境まちづくり」に取り組むためには、環境面で十分な配慮を行うことが、事業計画地周辺はもとより、より広い地域の環境へも良好な影響をもたらすだけではなく、事業価値の向上にもつながる、という認識が市民・事業者・行政に共有されなければなりません。

そのためにも、内容が市民にとってわかりやすく、事業者にとっても取り組みやすく、しかも効果的な仕組みが必要となります。

以上の考え方にに基づき、各主体がそれぞれの役割を果たすことにより「環境まちづくり」の推進が図られるよう制定後10年以上を経過した条例を改正し、(仮称)吹田市環境まちづくり評価条例を制定するものです。

3 改正の趣旨と内容

(1) 「環境まちづくり」の目標を明確にします

改正条例においては、吹田市第2次環境基本計画（平成21年3月策定）で設定した5つの目標である「低炭素社会への転換」「資源循環社会の実現」「生活環境の保全」「生物多様性の保全」「快適な都市環境の創造」を示すことで、目的をより明確にします。

(2) 対象事業（詳細は別紙1に示しています）

ア 対象事業の種類を改正します

条例の果たしてきた役割を踏まえ、同時に「環境まちづくり」の推進を図るため、対象とする事業の種類を改正します。

不特定多数の利用者が集中することにより交通や騒音などへの大きな影響が想定される「商業施設の建設」及び「運動・レジャー施設の建設」を新たに対象事業とします。

現行条例の対象事業のうち、商業施設などの主たる事業そのものに交通問題が含まれている「駐車場の建設」、及び市が景観面における制度などを充実させたことにより事業者を総合的に誘導することが可能となった「高層建築物の建築」については、改正条例での対象から外すものです。

イ 対象事業の規模要件を改正します

別紙1に示した対象事業の新たな規模要件は、本市環境影響評価審査会の専門的な見地からの意見を聴き、適切な規模要件を規則で定めるものとします。

(3) 実施手順（詳細は別紙2に示しています）

ア 環境まちづくりのための取組を事前に提示します

これまで条例の運用を通じて蓄積してきた知見により、事業者が開発・建築等を行う際の望ましい取組事項を示した「環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】」を策定し公開しています。これにより、事業計画に先立つ早い段階から、事業者が環境まちづくりのための取組を検討することが可能となります。

イ 図書の名称を変更します

環境影響評価手続での「実施計画書」、「準備書」、「評価書」、「事後監視報告書」という名称がわかりにくいという意見がありました。そこで、それぞれ「提案書」、「評価書案」、「評価書」、「事後調査報告書」とします。

ウ 事業実施後の図書に対する審査手続を追加します

「事後調査報告書」の内容について、審査を行います。その結果、必要があれば追加の取組を講ずるよう求めます。

(4) 手続期間

標準的な審査期間を設定します

各図書の提出から市長意見書などを送付するまでに、必要となる標準的な審査期間を規則で定めます。これにより、市民及び事業者は、各段階の手続期間や手続全体にかかる期間を把握することが可能となります。

(5) 環境影響評価等における科学的審査事項

ア 環境影響評価項目を事前に提示します

改定する技術指針^{*}に、今までの環境影響評価制度運用の知見を集約し、対象事業ごとの調査、予測、評価が必要となる標準的な環境要素（環境影響評価項目）を記載します。これにより、事業者は事前に調査、予測、評価すべき事項を把握し、円滑な対応をとることが可能となります。

※技術指針とは、環境影響評価及び事後監視が科学的かつ適正に実施されるよう既に得られている科学的知見に基づき、環境影響評価及び事後監視に係る技術上の指針です。なお、技術指針を策定又は改定する際には学識経験を有する者から構成される本市環境影響評価審査会の意見を聴かなければならないとされています。また、策定又は改定したときは速やかに、その内容を公表するものとしています。(条例第6条)

イ 評価すべき環境要素を追加します

環境まちづくりを推進するために評価すべき環境要素を追加します。現行の技術指針で定められている環境要素以外に、交通、ヒートアイランド現象、エネルギー消費などの項目や、環境まちづくりを推進するために必要な一部社会的な環境要素を新たに追加します。追加する環境要素に関しては、本市環境影響評価審査会の意見を聴き、改定する技術指針に記載します。

ウ 複合影響の評価方法を示します

周辺地域に既に存在する環境負荷の大きな施設や、同時期に計画されている開発事業などを考慮し、事業者が可能な限り複合的な影響を回避するための配慮方法を科学的に検討し、技術指針に示します。

(6) 環境コミュニケーションの方法を改善します

一定規模以上の開発計画に対しては、これまで行政が事業者に対して開発の許認可を行う過程で、指導的な立場から計画の誘導を行ってきました。環境影響評価制度は、そこに専門家による科学的な審査や、市民からの意見を参考にする過程を加え、事業者自らがより良い計画へと、その熟度を高める取組を制度化したものです。

そのため、現行条例でも事業者からの図書の提出や市長意見書を作成した際には告示縦覧を通じて市民に広く周知を行っています。また、事業者による説明会や住民等からの環境の保全の見地からの意見書の提出、それに対する事業者からの見解書などの機会を通じて、事業者と住民が対象事業の環境影響について意見のやり取りをし、事業計画をより良いものにしていくための、双方向のコミュニケーションを保障する制度となっています。

しかし、科学的な審査に堪えなければならない環境影響評価に関する図書は、自ずと専門的内容となり、しかも情報量も多くなるため、その縦覧が市民にとって必ずしも有効なコミュニケーション手段とはなっていない側面があります。そこで、新たな制度ではわかりやすい図書の要約書の作成と、インターネットを活用した情報発信などを求めます。それに加え、市民は事業者に対して事業計画や環境保全措置に関する質問を提出でき、事業者は逐次これに答える制度を設けます。併せて、一方向のコミュニケーション手段であった説明会と公聴会制度を統合し、「意見交換会」を設け、より実効性の高い双方向のコミュニケーションを図ります。

このような改正を通じて、事業者は実施しようとする事業計画と環境配慮の内容を市民に迅速かつ正確に伝えることが可能となり、これを受けて市民は意見を提出しやすくなります。

別紙 1 改正案の対象事業の種類

事業の種類	備考
開発行為	建設が予定されている施設の内容にかかわらず、造成工事等の評価が必要と考えられるため対象事業とします。都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を対象とし、現行条例の事業の種類に掲げる⑦⑧⑨⑬も含むものとしします。
住宅団地の建設	⑥と同じく、住宅団地の建設を対象事業とします。なお、既存の住宅の用に供する敷地において住宅を建替える場合については、現行条例では増加分を対象としていましたが、事業の実施に伴い地域の環境水準の向上を図るため、従前の土地利用にかかわらず対象事業とします。
商業施設の建設	⑪について引き続き対象事業としますが、交通などによる環境影響については小売店舗に限ったものではないと考えられるため、飲食店などを含む商業施設として新たに対象事業とします。
運動・レジャー施設の建設	集客力の大きい競技場、遊園地や動物園等の運動・レジャー施設については、不特定多数の利用による交通や騒音等の環境影響が想定されるため、新たに対象事業とします。
廃棄物処理施設の設置	③と同じく、ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設の新設又は増設事業を対象とします。
終末処理場の建設	④と同じく、終末処理場の新設事業を対象とします。
工場又は事業場の建設	⑤と同じく、工場又は事業場の新設又は増設事業を対象とします。
道路の建設	①と同じく、道路又は自動車道の新設又は改築事業を対象とします。
鉄道又は軌道の建設	②と同じく、鉄道又は軌道の新設又は改良事業を対象とします。
その他の事業	⑭と同じく、これらと同程度に環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるものを対象とします。
改正条例での対象から外す事業	備考
駐車場の建設	⑩について、駐車場の建設によって発生する交通などによる環境影響は、駐車場を設置する集客施設や住宅等の主たる施設の供用に伴って発生すると考えられ、上記対象事業の環境影響要因に包含されるため、改正条例での対象から外すものです。
高層建築物の建築	⑫について、本市では平成20年に吹田市景観まちづくり条例を制定し、さらに現在進めている高度地区の見直しにより景観や日照障害などについては環境に著しい影響を及ぼすおそれなくなると考えられます。また、風の影響については大阪府環境影響評価条例が高さ150m以上の建築物を対象としているため、本市では改正条例での対象から外すものです。

【参考】現行の対象事業の一覧（条例施行規則 別表第1）

事業の種類	要件
① 道路の建設	道路法第2条第1項に規定する道路又は道路運送法第2条第9項に規定する自動車道の新設又は改築事業(改築にあつては、車線の数の増加を伴うものに限る。)で、その新設又は改築後の車線の数が4以上で、かつ、その新設又は改築に係る区間の長さが1キロメートル以上のもの
② 鉄道又は軌道の建設	鉄道事業法による鉄道又は軌道法による軌道の新設又は改良事業(改良にあつては、線路の増設、駐車場の設置又は立体交差化を伴うものに限る。)
③ 廃棄物処理施設の設置	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の新設又は増設事業で、その新設又は増設に係る処理能力が1日当たり100トン以上のもの
④ 終末処理場の建設	下水道法第2条第6号に掲げる終末処理場の新設事業
⑤ 工場又は事業場の建設	製造業(物品の加工修理業を含む。)、ガス供給業又は熱供給業に係る工場又は事業場の新設又は増設事業で、その新設又は増設に係る敷地面積が9,000平方メートル以上のもの
⑥ 住宅団地の建設	一団の土地に集团的に建設される住宅及びそれに伴う公園等の附帯施設の新設事業で、その一団の土地の面積が3ヘクタール以上のもの
⑦ 土地区画整理事業	土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業で、その施行地区の面積が10ヘクタール以上のもの
⑧ 市街地再開発事業	都市再開発法第2条第1号に掲げる市街地再開発事業で、その施行区域の面積が3ヘクタール以上のもの
⑨ 流通業務団地造成事業	流通業務市街地の整備に関する法律第2条第2項に規定する流通業務団地造成事業で、その施行区域の面積が10ヘクタール以上のもの
⑩ 駐車場の建設	道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設の新設又は増設事業で、その新設又は増設に係る駐車台数が500台以上のもの
⑪ 大規模小売店舗の建設	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗の新設又は増設事業で、その新設又は増設に係る建物の延べ面積(住居の用に供する部分の面積を除く。)が5,000平方メートル以上のもの
⑫ 高層建築物の建築	建築基準法第2条第1号に掲げる建築物の新築事業で、その建築物の高さが60メートル以上のもの
⑬ 開発行為を伴う事業 (上記のいずれかに該当するものを除く。)	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を伴う事業で、その開発区域の面積が3ヘクタール以上のもの
⑭ その他の事業	前各項に定めるもののほか、これらと同程度に環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるものとして、市長が認める事業

※ 上記の対象事業の新たな規模要件は、吹田市環境影響評価審査会の専門的な見地からの意見を聴き、適切な規模要件を定めるものとしします。

